



【学校教育目標】「人間性豊かな心もち 実践力のある生徒の育成」  
— 気付き、生かす —

# 若松中だより

千葉市立若松中学校  
校報  
第 36 号  
令和 3年 9月29日

## 寒冷時の登下校や学校生活における服装について

校長 古市 直彦

「校報 若松中だより 第34号」で、登下校時の服装について、とりあえず12月いっぱい「制服でもジャージでも可」というお知らせをいたしました。今回は、寒冷時の注意点について、お伝えいたします。

制服着用時の注意点については、「生徒手帳」や4月にお配りした「保護者会資料」に以下の内容を記載しております。

- 1 冬服は、上着（ブレザー）とネクタイ、女子はベストを着用する。名札は上着につける。ブレザーを脱ぐ場合には、ワイシャツに名札をつける。
  - 2 セーターを着る場合には、上着（ブレザー）の下に着ること。セーターはVネックとして、色は黒・紺・灰色とする。制服からはみ出さないように着ること。セーターの着用は3月までとする。冬季のインナー類についてはワイシャツの下に着用する。色は華美でないものとし、ハイネックの着用は不可とする。
  - 3 ストッキングやタイツ（腰から足先まで覆うもの）を着用する場合は、担任に申し出る。
  - 4 防寒着は、華美でないものとする。部活のものも含めて可。ダッフルコートやPコートを推奨する。
- ※5月1日から10月31日までを移行期間とし、11月1日から冬服完全実施とする。

本年度、ジャージ着用時の場合は、以下のようにいたします。

### ◎防寒のためのスクールセーターやインナー類について

コロナ禍の特別の配慮としてジャージ（体操服）でも、制服でも、どちらでも可としています。ジャージも制服と同様の扱いになりますので、以下の点に気を付けて、正しく、きちんと着るようにしましょう。

- ・見えないように着ることを原則とする。
- ・スクールセーター（Vネック、黒・紺・灰色）を着る場合は、ジャージの下に着る。
- ・防寒インナーを着る場合は体操服の下に着る。
- ・ストッキング・タイツ・レギンス類は、ジャージ（ハーフパンツ）の下に着る。
- ・インナー類の色や柄は、「華美でないのもの」とする。
- ・ハイネックのものは不可とする。
- ・体育の授業や部活動のときは、運動や活動の内容によっては汗をかくことも配慮して（半袖・ハーフパンツになる可能性も考えて）、自分で判断する。



体調の悪い時は先生方に相談してください。個別に対応するようにします。

## ◎防寒着としてのコート類について

実社会では、訪問先の玄関前でコート類は脱ぐことがマナーとされています。ホコリやウイルス等を屋内に持ち込まないという意味もあるようです。学校生活においても、以下の点に気を付けましょう。



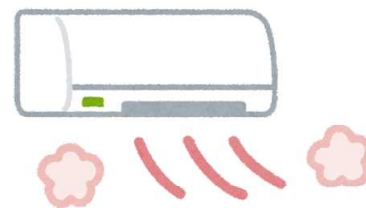
- ・防寒着（ウインドブレーカー類やマフラー・手袋）は、屋内では着用せず、昇降口で脱ぎ着する。
- ・雨天の場合は、昇降口での密を避けるため、自分の教室前に行ってから、廊下で脱ぎ着する。
- ・ウインドブレーカー類は、部活動のものでも市販のものでも華美でなければ可とする。
- ・マフラーを使用する場合は、（不審者等に急に）後ろから引っ張られて首が絞まってしまうことのないよう、安全な付け方を心がける。



教職員は、チョーク等による汚れを避けるため、上着・ジャケットの代替として、作業着の意味で、ウインドブレーカー類を授業で着用することがあります。また、保健体育の授業や部活動の指導では、教職員は実際に運動をしないで生徒の見守り・指導をする関係で、防寒性の強いコート類（ベンチコート等）を着用することがあります。この点は、ご了承ください。

移行期間は特に設けません。気温に合わせて自分で判断し、適切な服装にするようにしてください。先日、「校報 若松中だより 第34号」では、「とりあえずは、年内いっぱい（12月末まで）」とお知らせしましたが、「年度内いっぱい（3月末まで）」に変更しますので、無理に制服用のコート類の購入はしていただかなくて結構です。また、部活動でウインドブレーカーの購入斡旋をする場合は、早めにお知らせするようにいたします。

以前の灯油ストーブ使用時は、ストーブの使用を12月以降としておりました。今年は特別教室も含めてエアコンの設置が完了しており、気温に合わせていつでも使用して良いことにいたしますので、校内は比較的温かい状態が保てることになると思います。



本年度、保護者の皆様のご意見を受け、生徒の靴下の色に関する約束を緩和いたしました。その後、生徒の皆さんは、自分で考え、自分で正しく判断し、自分で節度をもって行動してくれていると感じています。これを受け、今回の防寒着の着用に関しても、生徒の皆さんに任せる部分を増やしています。保護者の皆様におかれましても、なにとぞ、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。



校報「若松中だより 第36号」をお届けします。ご意見やご感想を広く募集しております。お気づきの点等ございましたら、下記までご連絡ください。

（ 千葉市立若松中学校 校長：古市 直彦 ☎043-232-6125 ）